

農業の制度資金を借りたい

利用を希望される方は、農業協同組合等金融機関、市町村の農政担当課又は最寄の県地方振興事務所、農業改良普及センターなどにご相談ください。

○主な農業制度資金

	農業近代化資金		日本政策金融公庫資金	
			農業経営基盤強化 資金(スーパーL資金)	経営体育成 強化資金
資金の特徴	農業協同組合系統等の資金を活用し、経営の近代化を図るための設備資金等を、県が利子補給することで、低利かつ中・長期融資するものです。		農林漁業の生産力の維持増進に必要な土地の取得や設備資金等総合的な投資に必要な資金を長期かつ低利で融資するものです。	
貸付対象者	認定農業者	その他農業を営む者	認定農業者	農業を営む個人、 法人 認定新規就農者 集落営農組織等
貸付限度額	個人 1,800万円 法人・集落営農組織等団体 2億円	(特認2億円)	個人 3億円 (特認6億円) 法人 10億円 (特認20億円) [一定の場合30億円]	個人1億5千万円 法人等 5億円
貸付利率	0.16~0.30%	0.30%	0.16~0.30%	0.30%
融資率	100%(注1)	80%	100%	80%
償還期限 (据置期間)	15(7)年以内	15(3)年以内	25(10)年以内	25(3)年以内 ※果樹の新植等は 25(10)年以内
債務保証等	農業信用基金協会保証 人・物的保証		人・物的保証	

(注) 貸付利率は、令和3年5月19日現在

(注1) 融資率100%となる貸付限度額は個人・法人2億円、集落営農組織等3,600万円であり超過した貸付については80%が適用されます。

(注2) 東日本大震災で被災し、農業経営の再開後2年を経過していない農業者等が新たに借り入れる農業制度資金については、最長18年間の無利子化、無担保・無保証人化、無保証料化、償還期限(据置期間)の3年間延長等の特例措置により、復旧・復興を支援しています。(対象要件が平成28年度から変更となりました。詳しくは金融機関等へお問い合わせください。)

お問い合わせ先・相談窓口

- ・ 宮城県農政部農業振興課経営構造対策班 e-mail: nosinkt@pref.miyagi.lg.jp
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁10階 電話: 022-211-2835
- ・ 日本政策金融公庫仙台支店(農林水産事業)
〒980-8454 仙台市青葉区中央一丁目6-35 東京建物仙台ビル11階 電話: 022-221-2331